

第 2 回 定 例 会

令和 4 年度予算案関係資料

茨 城 県

目

次

I	令和4年第2回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
II	令和4年度6月補正予算案の概要	
	1 基本的な考え方	(2)
	2 補正予算の規模	(2)
	3 主な事業	(2)
	4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）	(7)
	5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）	(8)
III	債務負担行為一覧	(9)
IV	条例その他の議案の概要	(10)
V	報告事項	(16)

予 算	1 件	（一般会計 1 件）
条例その他	15 件	（条 例 9 件 その他 6 件）
報 告	1 件	（専 決 1 件）

（注）この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

I 令和4年第2回定例会提案予定議案一覧

(予算)

- 1 令和4年度茨城県一般会計補正予算（第2号）

(条例その他)

- 1 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 2 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 3 茨城県県税条例の一部を改正する条例
- 4 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 5 茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 6 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 7 つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 8 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 9 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例

Ⅱ 令和４年度６月補正予算案の概要

１ 基本的な考え方

国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」等に対応して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や県内産業等への支援などの事業や、県政の課題等に対応するために必要な事業について、スピード感をもって計上するもの。

２ 補正予算の規模

(単位：百万円)

区 分	現計 A	今回補正予算 B	補正後 計 A+B
一般会計	1, 282, 479	9, 969	1, 292, 448

・今回の補正予算に係る所要の一般財源については、一般財源基金からの繰入金を充当した。

<参考１> 一般財源基金の予算計上額等 (単位：百万円)

繰 入 金	69
残 高	83, 627

<参考２> 新型コロナウイルス感染症対策予算の規模 (単位：百万円)

区 分	現計 a	今回補正予算 b	合計 a+b
一般会計	175, 898	9, 807	185, 705

(注意) 単位未満の四捨五入により、合計と各項目の足し上げが一致しない場合がある。

３ 主な事業

(単位：百万円)

(１) 新型コロナウイルス感染症対策 9, 807

① 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等 1, 802

・ 介護施設等感染拡大防止事業 1, 802

(感染者、濃厚接触者が発生した介護施設等のかかり増し経費や施設内療養費用の支援)

② 県内産業等への支援 8, 005

・ 営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金 2, 703

(県の営業時間短縮要請等により影響を受けた事業者に対する一時金の支給)

新	いばらきエネルギーシフト促進事業	1, 595
	(再生可能エネルギーの導入のための設備整備を行う事業者への支援)	
・	中小企業融資資金貸付金	【融資枠10,000】3,334
・	中小企業信用保証料助成	116
・	新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業	157
	(物価高騰等の影響を受ける中小企業の新たなビジネスモデルへの転換を支援するための融資枠の拡充等)	
新	いばらきオーガニック生産拡大加速化事業	100
	(有機農業への転換を推進するための機械導入に対する支援等)	
(2) 県政の課題等への対応		162
新	地域循環型エネルギーシステム構築事業	12
	(営農型太陽光発電のモデル的取組に対する支援)	
新	農業技術指導デジタル化推進事業	24
	(タブレット端末の導入などデジタル技術を活用した技術指導体制の構築)	
・	家畜伝染病予防事業	125
	(4月に発生した豚熱に対する防疫措置及び経営再開に向けた当面の資金繰りに対する支援)	



介護施設等感染拡大防止事業

【R4.6月補正予算額 1,802百万円】

福祉部長寿福祉課

介護保険指導・監査G (029-301-3343)

感染者、濃厚接触者が発生した介護施設等に対し、サービスを継続するためのかかり増し経費や、医療機関の負担軽減を図るための施設内療養費用を支援します。

感染者等が発生した介護施設等に対し、サービス継続に係るかかり増し経費及び施設内療養費を支援

- ・補助先：感染者・濃厚接触者が発生した施設及び施設内療養を行った入所施設等
- ・補助対象：①消毒・清掃費用、割増賃金・手当、宿泊費等 ②衛生用品の購入費用等 ③施設内療養に要する費用（1名につき15万円）等

事業予算を拡充 1,802百万円

①オミクロン株流行による感染者急増に伴う施設等への補助増（1,588百万円）

②国の補助制度拡充（214百万円）

- ・1日あたりの施設内療養者数が小規模施設（定員29人以下）で2名以上、大規模施設（定員30人以上）で5名以上となる場合、療養者1名につき1万円/日を追加補助（上記と合わせて最大30万円）
- ・限度額：小規模施設…200万円、大規模施設…500万円
- ・期間：R4.7月末日まで



営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金

【R4.6月補正予算額 2,703百万円】

産業戦略部中小企業課経営支援室 (029-301-3550)

令和4年1月～3月のまん延防止等重点措置等の影響を受け、売上が減少した事業者に対して、事業者の売上高別に県独自の一時金を支給します。

支給対象	県内に本店又は主たる事業所を置く中小企業・個人事業者で、以下のいずれかに該当する者 (1)営業時間短縮要請に協力した飲食店等と直接取引がある事業者 (2)外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で一般県民向けに商品・サービスを提供する事業者
対象外	大企業、公共法人、政治団体 等
主な要件	令和4年1～3月のいずれかの月の売上が、令和3年・令和2年・平成31年のいずれかの年の同月比で30%以上減少していること
支給額	1事業者あたり20万円～500万円（1回限り） ■3,000万円未満／年：20万円 ■3,000万円～1億円未満／年：30万円～90万円 ■1億円～5億円未満／年：100万円～400万円 ■5億円以上／年：500万円



いばらきエネルギーシフト促進事業（新規）

【R4.6月補正予算額 1,595百万円】

県民生活環境部環境政策課地球温暖化対策G（029-301-2939）

コロナ禍において原油価格等が高騰するなか、全ての業種を対象として再生可能エネルギーの導入を促進し、事業者の負担軽減を図るとともに、県内産業におけるエネルギーの転換を図ります。

○太陽光発電設備、蓄電池の導入支援

【事業内容】

- ・事業者が、県内事業所に太陽光発電設備、蓄電池を導入する際の経費の一部を補助
- ・再生可能エネルギーの導入促進による県内産業におけるエネルギーの転換

【対象】

- ・全ての業種を対象として、県内に事業所を設置（又は設置予定）している事業者

【対象設備】

- ・太陽光発電設備、蓄電池
- ※原則、発電した電気を自家消費すること。

【補助金額（1,575百万円）】

設備	補助額	補助上限
太陽光	12万円/kW	1億2,000万円
蓄電池	9万円/kWh	「太陽光発電設備が8h発電する電気を蓄電できる容量」× 9万円/kWh

※対象設備の導入に係る経費については、要件を満たした場合、県融資制度等の活用も可能（補助金分除く）



中小企業資金融資制度関連事業 （コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）

【R4.6月補正予算額 3,607百万円】

産業戦略部産業政策課金融G（029-301-3530）

コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける中小企業者が新たなビジネスモデルの転換に取り組む際の資金繰りを支援するため、新分野進出等支援融資の融資枠を拡充するとともに、信用保証料補助や利子補給を実施します。

新分野進出等支援融資 預託額 3,334百万円	
新規融資枠	150億円（100億円追加）
融資対象者	新たな事業分野への進出、事業や業態の転換、事業規模の拡大、海外への事業展開に意欲的に挑戦する中小企業者
融資限度額	設備資金：1億円 運転資金：3,000万円
融資期間	設備資金：10年（据置2年） 運転資金：5年（据置1年）
融資利率	年1.3～1.6%
信用保証料率	1.71%以内

信用保証料補助 116百万円	利子補給 157百万円
5割補助（1.71%以内→0.855%以内）	3年間10割補給（年1.3～1.6% → 0.0%）



いばらきオーガニック生産拡大加速化事業（新規）

【R4.6月補正予算額 100百万円】

農林水産部農業技術課生産環境G（029-301-3936）

コロナ禍や肥料価格高騰等の状況下においても、本県農業の競争力を高めていくため、従来型の農業から化学肥料・化学農薬を使用しない有機農業（オーガニック農業）への転換を推進します。

1 機械・資材の導入等の支援（85百万円）

- ・補助対象：規模・生産拡大を志向する有機JAS認証取得者及び新規取得予定者
- ・補助内容：有機農産物の生産拡大に向けた機械・資材の導入等
- ・負担割合：県1/2、事業主体1/2

2 有機JAS認証取得に向けた支援（6百万円）

- ・補助対象：国際水準の有機農業を実施又は転換中で、今後も取り組む意向の者
- ・補助内容：有機JAS認証取得のための手数料等の支援
- ・負担割合：定額

3 プロモーション等の実施（9百万円）

イメージアップ及び認知度向上を図るためのプロモーションの実施と販路拡大のためのセールスツールの作成



家畜伝染病予防事業 （うち豚熱経営対策緊急支援資金（新規））

【R4.6月補正予算額 1百万円】

農林水産部畜産課経営環境G（029-301-3988）

豚熱発生農家に対し、国の手当金が交付されるまでの期間に必要なつなぎ資金を無利子で借入できる制度を創設し、発生農家の当面の資金繰りを支援します。

県が利子を補給することで、豚熱発生農家が無利子で借入できる新たな融資制度を創設

＜資金の概要＞

- ・融資限度額：120百万円（国からの手当金等見込み額を参考に県が認める額）
- ・貸付利率：無利子（県が利子補給）
- ・償還猶予期間：手当金の交付までの期間



4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県 税	398,113	—	398,113
地方消費税清算金	130,320	—	130,320
地方譲与税	53,162	—	53,162
地方特例交付金	2,100	—	2,100
地方交付税	196,732	—	196,732
交通安全対策特別交付金	754	—	754
分担金及び負担金	8,320	—	8,320
使用料及び手数料	16,181	—	16,181
国庫支出金	211,372	4,764	216,136
財産収入	2,338	—	2,338
寄附金	104	—	104
繰入金	21,289	1,871	23,160
繰越金	5,000	—	5,000
諸収入	141,835	3,334	145,169
県 債	94,859	—	94,859
計	1,282,479	9,969	1,292,448

5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議 会 費	1, 7 0 4	—	1, 7 0 4
総 務 費	3 8, 3 0 2	—	3 8, 3 0 2
企 画 開 発 費	1 1, 0 5 9	—	1 1, 0 5 9
生 活 環 境 費	1 4, 5 4 7	1, 5 9 5	1 6, 1 4 2
保 健 福 祉 費	3 0 0, 0 6 4	1, 8 0 2	3 0 1, 8 6 6
労 働 費	2, 6 4 6	—	2, 6 4 6
農 林 水 産 業 費	4 2, 0 4 1	2 6 2	4 2, 3 0 3
商 工 費	1 4 3, 8 8 7	6, 3 1 0	1 5 0, 1 9 7
土 木 費	9 5, 1 9 2	—	9 5, 1 9 2
警 察 費	6 2, 3 1 6	—	6 2, 3 1 6
教 育 費	2 6 2, 4 5 0	—	2 6 2, 4 5 0
災 害 復 旧 費	8 1 3	—	8 1 3
公 債 費	1 4 6, 0 2 6	—	1 4 6, 0 2 6
諸 支 出 金	1 5 9, 4 3 2	—	1 5 9, 4 3 2
予 備 費	2, 0 0 0	—	2, 0 0 0
計	1, 2 8 2, 4 7 9	9, 9 6 9	1, 2 9 2, 4 4 8

Ⅲ 債務負担行為一覧

[一般会計]
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
豚熱経営対策緊急支援資金利子補給	茨城県豚熱経営対策緊急支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	令和5年度	融資総額1億2千万円の融資残高に対し、茨城県豚熱経営対策緊急支援資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
豚熱経営対策緊急支援資金損失補償	茨城県豚熱経営対策緊急支援資金制度に基づき、金融機関が農業者に対し、資金を融資し、当該資金に損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該金融機関と締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	120,000千円

(変更分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
環境保全施設資金利子補給	変更前 茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和11年度	融資総額1億7,823万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
	変更後 茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関等に対し利子補給する。	同 上	融資総額17億5,323万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
新分野進出等支援融資損失補償	変更前 新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	96,000千円
	変更後 同 上	同 上	286,000千円
新型コロナウイルス感染症対策利子補給	変更前 茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和7年度	230,235千円
	変更後 同 上	同 上	687,423千円

IV 条例その他の議案の概要

議 案	内 容
(人事課、企業局、病院局) 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 職員が育児休業をすることができる回数を2回（現行：1回）、子の出生後8週間以内にすることができる育児休業の回数を2回（現行：1回）にするとともに、非常勤職員の育児休業取得の柔軟化等を図ることに伴う規定の整理 (参考) 改正条例 ・ 職員の育児休業等に関する条例 ・ 企業職員の育児休業等に関する条例 ・ 病院事業職員の育児休業等に関する条例 (施行日 令和4年10月1日)
(財政課、教育改革課) 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例 教育職員免許法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 教育職員の普通免許状及び特別免許状の更新制の廃止による手数料の規定の削除等 (施行日 令和4年7月1日)
(税務課) 茨城県県税条例の一部を改正する条例 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 1 地方税法の一部改正に伴う改正 (1) 不動産を取得した者が、その登記の申請をした場合は、県に対する不動産取得に係る申告等が不要となったこと等に伴う規定の整備 (2) 個人県民税の住宅借入金等特別税額控除に係る適用期限の延長等 令和3年まで→令和7年まで（4年間） 等 2 その他所要の改正 (施行日 令和5年4月1日外)
(税務課) 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 条例対象事業計画の認定から条例対象特別償却設備を新增設するまでの期限の延長 2年→3年（1年間） ※ 条例対象特別償却設備：本社機能の用に供する減価償却資産で、取得価額の合計額が3,800万円（中小企業は1,900万円）以上のもの (施行日 公布の日)

議 案	内 容																																																																																
(市町村課) 茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 選挙運動用の自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成に係る公費負担限度額の引上げ (主なもの) ・自動車の借入れ費用：15,800円/日→16,100円/日 ・ポスターの作成費用（ポスター掲示場の数が500以下の場合） 印刷費 525円6銭/枚→541円31銭/枚 企画費 310,500円→316,250円 (施行日 公布の日)																																																																																
(福祉政策課) 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 民生委員の定数の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 3年ごとの民生委員の一斉改選に伴う定数の見直しにより、14市3町2村の定数を次のとおり改めるもの <table><tr><th>市町村</th><th>改正後</th><th>現行</th><th>増減</th></tr><tr><td>土浦市</td><td>239</td><td>240</td><td>△1</td></tr><tr><td>古河市</td><td>225</td><td>228</td><td>△3</td></tr><tr><td>結城市</td><td>98</td><td>93</td><td>+5</td></tr><tr><td>常陸太田市</td><td>141</td><td>139</td><td>+2</td></tr><tr><td>北茨城市</td><td>94</td><td>92</td><td>+2</td></tr><tr><td>取手市</td><td>191</td><td>189</td><td>+2</td></tr><tr><td>つくば市</td><td>285</td><td>271</td><td>+14</td></tr><tr><td>ひたちなか市</td><td>245</td><td>246</td><td>△1</td></tr><tr><td>鹿嶋市</td><td>97</td><td>98</td><td>△1</td></tr><tr><td>守谷市</td><td>96</td><td>95</td><td>+1</td></tr><tr><td>常陸大宮市</td><td>140</td><td>139</td><td>+1</td></tr><tr><td>筑西市</td><td>216</td><td>218</td><td>△2</td></tr><tr><td>稲敷市</td><td>108</td><td>107</td><td>+1</td></tr><tr><td>小美玉市</td><td>88</td><td>89</td><td>△1</td></tr><tr><td>茨城町</td><td>62</td><td>61</td><td>+1</td></tr><tr><td>東海村</td><td>62</td><td>65</td><td>△3</td></tr><tr><td>美浦村</td><td>29</td><td>28</td><td>+1</td></tr><tr><td>河内町</td><td>23</td><td>24</td><td>△1</td></tr><tr><td>境町</td><td>48</td><td>47</td><td>+1</td></tr></table> ※ 中核市である水戸市を除いた43市町村のうち上記19市町村を除いた24市町については、定数の見直しなし (施行日 令和4年12月1日)	市町村	改正後	現行	増減	土浦市	239	240	△1	古河市	225	228	△3	結城市	98	93	+5	常陸太田市	141	139	+2	北茨城市	94	92	+2	取手市	191	189	+2	つくば市	285	271	+14	ひたちなか市	245	246	△1	鹿嶋市	97	98	△1	守谷市	96	95	+1	常陸大宮市	140	139	+1	筑西市	216	218	△2	稲敷市	108	107	+1	小美玉市	88	89	△1	茨城町	62	61	+1	東海村	62	65	△3	美浦村	29	28	+1	河内町	23	24	△1	境町	48	47	+1
市町村	改正後	現行	増減																																																																														
土浦市	239	240	△1																																																																														
古河市	225	228	△3																																																																														
結城市	98	93	+5																																																																														
常陸太田市	141	139	+2																																																																														
北茨城市	94	92	+2																																																																														
取手市	191	189	+2																																																																														
つくば市	285	271	+14																																																																														
ひたちなか市	245	246	△1																																																																														
鹿嶋市	97	98	△1																																																																														
守谷市	96	95	+1																																																																														
常陸大宮市	140	139	+1																																																																														
筑西市	216	218	△2																																																																														
稲敷市	108	107	+1																																																																														
小美玉市	88	89	△1																																																																														
茨城町	62	61	+1																																																																														
東海村	62	65	△3																																																																														
美浦村	29	28	+1																																																																														
河内町	23	24	△1																																																																														
境町	48	47	+1																																																																														

議 案	内 容											
(技術革新課) つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 つくば創業プラザの施設の一部を譲渡すること等に伴い、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 1 本室から分室への所在地の変更 「つくば市千現」→「つくば市東新井」 2 研究室の利用料金の削除 3 その他所要の改正 (施行日 令和5年4月1日)											
(道路維持課) 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等の施設に係る占用料の追加 近傍類似の土地の時価×0.033円(占用面積1㎡につき1年) ※ 条例対象となる県内の防災拠点自動車駐車場 ・道の駅(常陸大宮、奥久慈だいが、ひたちおおた、かさま) (施行日 公布の日)											
(高校教育課) 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例 県立高等学校を改編し、新校を設置するため、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 県立高等学校改革プラン実施プランⅠ期(2020～23)(第2部)に基づき、県立高等学校を改編し、新校を設置 <table><tr><td>対象校(学科)</td><td>新設校(学科)</td><td>校 地</td></tr><tr><td>友部(普通科)</td><td>IT未来(IT科)</td><td>笠間市大田町</td></tr><tr><td>つくば工科 (機械科等)</td><td>つくばサイエンス (科学技術科)</td><td>つくば市谷田部</td></tr></table> (施行日 令和4年7月1日)			対象校(学科)	新設校(学科)	校 地	友部(普通科)	IT未来(IT科)	笠間市大田町	つくば工科 (機械科等)	つくばサイエンス (科学技術科)	つくば市谷田部
対象校(学科)	新設校(学科)	校 地										
友部(普通科)	IT未来(IT科)	笠間市大田町										
つくば工科 (機械科等)	つくばサイエンス (科学技術科)	つくば市谷田部										